

議案第3号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会への諮問について、別紙のとおり議決を求めます。

平成30年10月31日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

## 諮 問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成30年10月31日

鳥取県教育委員会  
教育長 山本 仁志

## 記

- 1 鳥取県文化財保護条例第25条第1項の規定に基づく次の有形民俗文化財の指定について

### 有形民俗文化財 「<sup>ちづ</sup>智頭の<sup>りんぎょうかんけいしりょう</sup>林業関係資料」（智頭町）

智頭の林業は、江戸時代に山林の減少が原因とされる大洪水や飢饉などの被害が相次いだため、鳥取藩の管理のもと災害対策と産業振興として杉の植林が盛んに進められたことに始まる。その後、明治期に育苗技術が確立され、明治・大正時代から戦後にかけて造林が続けられ、当地の主要産業として重要な役割を果たしてきた。

これらの智頭の林業に用いられてきた資料は、旧山形小学校校舎を活用した智頭林業資料展示室等にまとまって保管されている。

その内容は、杉栽培（育苗、植え付け、下刈り、枝打ち）、伐採・搬出といった林業全体の工程に用いた各種用具がそろっており、智頭の林業の実態を理解するうえで貴重である。また、木材の運搬手段とした森林鉄道関係資料も残り、近現代における林業形態の変遷もよく示している。さらに、杉の生長にあわせて行っていた、薬草の黄連栽培関連用具も含まれており、複合的な生産活動を示すものとしても重要である。

以上、智頭という地域で営まれてきた林業の時代的・地域的特色を良く示す、重要な資料群である。



第 2 章 県指定保護文化財  
（指定）

- 第 4 条 教育委員会は、有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。
- 2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。
  - 3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
  - 4 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。
  - 5 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定保護文化財の所有権に指定書を交付しなければならない。

第 4 章 県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財  
（指定）

- 第 25 条 教育委員会は、有形の民俗文化財（法第 78 条第 1 項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第 78 条第 1 項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。
- 2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定には、第 4 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。

第 8 章 雑則

（鳥取県文化財保護審議会への諮問）

- 第 44 条 教育委員会は、第 4 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 31 条の 2 第 1 項の規定による指定、第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 31 条第 1 項及び第 31 条の 3 第 1 項の規定による指定の解除、第 19 条第 2 項及び第 4 項（第 39 条第 4 項で準用する場合を含む。）並びに第 39 条第 2 項の規定による認定、第 20 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の規定による認定の解除、第 29 条第 1 項の規定による選択、第 35 条の 2 第 1 項、第 36 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定による選定並びに第 35 条の 3 第 1 項、第 37 条第 1 項及び第 40 条第 1 項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かななければならない。（昭 50 条例 40・追加、平 18 条例 38・一部改正）